

東京都の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業の実施に伴う対応について

1. 概要

高齢者肺炎球菌ワクチンは、肺炎の重症化予防及び死亡率低減効果が見込まれるとともに、医療機関の負担軽減を図る観点からも接種率向上が望まれる。

新型コロナウイルス感染拡大下において医療機関の負担軽減のため、東京都が高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業を開始することを受け、区も接種補助事業を実施する。

2. 都の補助事業の内容

(1) 対象者

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者(ただし、生活補助受給者を除く)

- ・ 令和3年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
- ・ 60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やHIVによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

(2) 補助対象

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種における対象者の自己負担額(4,000円)の一部(2,500円)を補助する。

(3) 事業実施期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

※新型コロナウイルスワクチンの高齢者への接種が令和3年4月から開始予定であり、異なるワクチン間との干渉や安全性に関する情報が不足している状況を鑑み、令和3年度の当該補助事業は令和3年10月1日からの事業開始とする。

3. 品川区の対応

(1) 対象者への通知

9月下旬に個別通知を送付

(2) 周知

広報しながわ(4月1日号)、区ホームページに掲載